

情報・システム研究機構国立遺伝学研究所におけるオープンアクセスポリシー

令和7年2月18日

所 長 裁 定

情報・システム研究機構国立遺伝学研究所（以下「研究所」という。）は、オープンアクセスポリシーを以下のように定める。

1. 研究成果の公開

研究所は、学術雑誌に掲載された研究者の研究成果（以下「研究成果」という。）のうち、研究所の研究者が責任著者となる研究成果をインターネットの特性を活かして自由に利活用できるように努める。公開の方法は研究者の裁量によることとする。

2. 適用の例外

著作権等、やむを得ない理由で公開できない場合や権利関係が不明確な場合、または研究成果の公開に際して本方針に相反する契約が締結されている場合は、当該研究成果を公開しない。

3. 適用の不遡及

本方針の施行以前に出版された研究成果には、本方針が適用されない。

4. ポリシーの見直し

本ポリシーは、オープンアクセスを取り巻く国内外の環境の変化に応じて、適宜見直すものとする。